

改定対象		ゴールドポイントマーケティング クレジットカード会員規約
条・項番	改定前	改定後
第10条	第10条（カードの利用枠） 1.会社は、会員ごとに、カード総利用枠を定めます。 2.カード総利用枠は、カード利用枠とキャッシング利用枠で構成され、カード利用枠は、カードショッピングの分割払い・2回払い・ボーナス一括払い利用枠とリボルビング払い利用枠で、キャッシング利用枠は、キャッシングリボ利用枠と海外キャッシュサービス利用枠でそれぞれ構成され、それぞれの枠は、会員の利用代金からお支払い済の金額を除いた残高（以下「未決済残高」といいます。なお、第45条に定めるキャッシングリボ返済元金および第50条に定める海外キャッシュサービスの借入金は、第2条で会員が指定するお支払い口座からの振替結果を会社が受領し、お支払いが確認されるまで、未決済残高に含むものとしします。）で管理されます。 3.カードショッピングの分割払い・2回払い・ボーナス一括払い利用枠とリボルビング払い利用枠はカード利用枠を超えない範囲で、キャッシングリボ利用枠と海外キャッシュサービス利用枠はキャッシング利用枠を超えない範囲で、それぞれ、会社が会員ごとに定める金額とします。 4.分割払い・2回払い・ボーナス一括払い、リボルビング払い、海外キャッシュサービス、キャッシングリボは、それぞれの未決済残高がそれぞれの利用枠を超えない範囲で利用することができますが、分割払い・2回払い・ボーナス一括払いとリボルビング払いの未決済残高の合計額についてはカード利用枠を、またキャッシングリボと海外キャッシュサービスの未決済残高の合計額についてはキャッシング利用枠をそれぞれ超えて利用することはできず、カード利用枠内の未決済残高とキャッシング利用枠内の未決済残高の合計額がカード総利用枠を超えて利用することはできません。なお、カードショッピングの1回払いは、未決済残高の合計がカード利用枠を超えない範囲で利用することができます。 5.分割払い・2回払い・ボーナス一括払い利用枠およびリボルビング払い利用枠を超えて、ショッピング利用された場合、超過した金額の一部または全部については原則として1回払いの方法でお支払いいただきます。 6.キャッシングリボの利用枠と海外キャッシュサービスの利用枠は、それぞれ会社が定める金額を超えない金額とします。 7.会社は、会員のお申し出を承認した場合には、カード総利用枠とは別に、カードショッピングの分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、会社は、会社が定める方法でその利用枠を決定するものとします。 8.会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合といえども、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。 9.会社は、会員とのお取引状況などを考慮のうえ、会社が必要と認めた場合には、法令に特段の定めがある場合を除き、会員に対する特段の通知を行うことなく、本条に定める利用枠を、直ちに増額あるいは減額することができるものとします。ただし、キャッシング利用枠の増額は会員からのお申し出にもとづき審査を経て行うものとします。この場合、各利用枠が、第6項の会社が定める金額を超える場合があります。また、キャッシング利用枠の増額変更について会員から異議のお申し出をいただいた場合には、会社はこれを行わないものとします。なお、会社は、貸金業法に定める所定の書面の提出がないときには、キャッシング利用枠を減額あるいは停止することができるものとします。 10.会員は、カード利用枠内であっても、現金を得ることを目的とした商品・サービスの購入などに、カードを利用してはならないものとします。 11.当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」およびその他の法令等による規制に鑑み、当社が必要と認める場合には、本条に定める利用枠について、会員に通知を行うことなく直ちに減額することができるものとします。	第10条（カードの利用枠） 1.会社は、会員ごとに、カード総利用枠を定めます。 2.カード総利用枠は、カード利用枠およびキャッシング利用枠で構成されます。カード利用枠は、分割払い・2回払い・ボーナス一括払い利用枠（以下「分割利用枠」といいます。）およびリボルビング払い利用枠で構成され、キャッシング利用枠はキャッシングリボ利用枠および海外キャッシュサービス利用枠で構成されます。分割利用枠およびリボルビング払い利用枠はカード利用枠の枠内で、キャッシングリボ利用枠および海外キャッシュサービス利用枠はキャッシング利用枠の枠内で、それぞれ会社が会員ごとに設定します。 3.カードショッピングの1回払いは、会員の利用代金からお支払い済の金額を除いた残高(以下「未決済残高」といいます。)の合計がカード利用枠を超えない範囲で利用することができます。分割払い・2回払い・ボーナス一括払いおよびリボルビング払いは、分割利用枠およびリボルビング払い利用枠の未決済残高の合計額が、それぞれの利用枠を超えない範囲で利用することができます。キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスは、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの未決済残高の合計額が、それぞれの利用枠を超えない範囲で利用することができます。ただし、カード利用枠内の未決済残高とキャッシング利用枠内の未決済残高の合計額がカード総利用枠を超える場合は利用できません。 4.第45条に定めるキャッシングリボ返済元金および第50条に定める海外キャッシュサービスの借入金は、第2条で会員が指定するお支払い口座からの振替結果を会社が受領し、お支払いが確認されるまで、未決済残高に含むものとしします。 5.分割利用枠およびリボルビング払い利用枠を超えて、ショッピング利用された場合、超過した金額の一部または全部については原則として1回払いの方法でお支払いいただきます。 6.キャッシングリボの利用枠と海外キャッシュサービスの利用枠は、それぞれ会社が定める金額を超えない金額とします。 7.会社は、会員のお申し出を承認した場合には、カード総利用枠とは別に、カードショッピングの分割払いの利用枠を定める場合があります。この場合、会社は、会社が定める方法でその利用枠を決定するものとします。 8.会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。 9.会社は、会員とのお取引状況などを考慮のうえ、会社が必要と認めた場合には、法令に特段の定めがある場合を除き、会員に対する特段の通知を行うことなく、本条に定める利用枠を、直ちに増額あるいは減額することができるものとします。ただし、キャッシング利用枠の増額は会員からのお申し出にもとづき審査を経て行うものとします。この場合、各利用枠が、第6項の会社が定める金額を超える場合があります。また、キャッシング利用枠の増額変更について会員から異議のお申し出をいただいた場合には、会社はこれを行わないものとします。なお、会社は、貸金業法に定める所定の書面の提出がないときには、キャッシング利用枠を減額あるいは停止することができるものとします。 10.会員は、カード利用枠内であっても、現金を得ることを目的とした商品・サービスの購入などに、カードを利用してはならないものとします。 11.当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」およびその他の法令等による規制に鑑み、当社が必要と認める場合には、本条に定める利用枠について、会員に通知を行うことなく直ちに減額することができるものとします。